

財政局寄附受納に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財政局が所掌する事務に対して、個人又は企業その他の団体から寄せられる寄附受納について、必要な事項を定める。

(申込)

第2条 寄附をしようとする者（企業その他の団体を含む。）は、寄附申込書（様式1）を提出する。ただし、個人からの寄附金の場合は、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱（平成20年12月5日20川財庶第409号）第4条第2項に規定する「川崎市ふるさと納税申出書」を提出する。

(受納の決定)

第3条 受納の決定は、川崎市事務決裁規程（昭和41年4月25日訓令第8号）の定めるところによる。

(受納書)

第4条 寄附を受納した場合は、寄附受納書（様式2）を発行する。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者（企業その他の団体を含む。）への謝意については、市長名の礼状（様式3）をもって行う。

2 次に掲げる場合においては、感謝状（様式4）を贈呈することができる。

(1) 1回に金額が100,000円以上又は物品の価格が100,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の合計額が100,000円以上又は物品の合計価格が100,000円以上の寄附のとき。

(3) その他特に必要と認めるとき。

3 礼状及び感謝状は、その都度贈呈する。なお、感謝状は、必要に応じ市長

から贈呈するものとする。

(報告)

第6条 受納後の処理経過、結果等について、寄附報告書(様式5)を財政局長に提出する。

(事務)

第7条 受納に関わる事務は、寄附の申込のあった事務を所掌する課等が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

寄附者住 所
団体名
氏 名
(代表者)

寄 附 申 込 書

次のとおり寄附したいので申し込みます。

- 1 寄附の種類
- 2 金額・数量
- 3 使途等

(様式2)

川財 第 号
年 月 日

様

川崎市長名

寄 附 受 納 書

年 月 日付けで申し込みいただきました寄附につきまして、
次のとおり受納いたしました。

- 1 寄附の種類
- 2 金額・数量
- 3 受納日
- 4 使途等

(担当)
電 話

(様式3)

年 月 日

様

川 崎 市 長 名

御 寄 附 の お 礼 に つ い て

____の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本市政に御理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度は、____事業のために御寄附を賜り、誠にありがとうございました。本市といたしましては、引き続き____事業の____に努めてまいりますので、今後とも本市政に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

略儀ながら、書中をもちまして御礼申し上げます。

(担当)
電 話

感謝状

様

寄附者は本市寄附使途等の向上
に深い関心を寄せられ本市行政
の進展に寄与されましたのでそ
の功績をたたえ深く感謝の意を
表します

年 月 日

川崎市長

(様式5)

年 月 日

財 政 局 長 様

長

寄 附 受 納 報 告 書

次のとおり、寄附を受納しましたので報告します。

寄附概要、処理経過及び結果等			
1	寄 附 者	住 所	
		団 体 名	
		氏 名	
2	寄 附 概 要	寄附の種類	
		金額・数量	
		使 途 等	
3	申 込 日	年 月 日	
4	受 納 日	年 月 日	
5	感謝状贈呈	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
6	現金受納状況	(1) 調定年月日	年 月 日
		(2) 収入年月日	年 月 日
7	そ の 他		

(担当)
電 話